

豊川市狭あい道路に係る後退用地等の確保に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市の市街化区域内における狭あい道路の後退用地等の寄附に係る手続に関し必要な事項を定めることにより、安全で良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する道路で、幅員が1.8メートル以上4メートル未満のものをいう。
- (2) 後退線 狭あい道路の中心線からの水平距離2メートルの線又は狭あい道路ががけ地、水路、路線敷地その他これらに類するもの（以下「がけ地等」という。）に沿う場合における、がけ地等と狭あい道路の境界線から狭あい道路側に水平距離4メートルの線をいう。
- (3) 後退用地 狭あい道路と後退線との間に挟まれた土地をいう。
- (4) すみ切り用地 狭あい道路の後退線が他の道路の境界線（他の道路が狭あい道路の場合は、後退線）と交わる箇所の角地の交差角を挟む二辺を含む土地で、次に掲げるものをいう。
 - ア 角地の交差角が60度以上120度以内の場合にあっては、交差角を挟む二辺の長さが等しくなる点を結ぶ直線が3メートルとなる線と二辺とによって囲まれる三角形の範囲の土地
 - イ 角地の交差角が60度未満の場合にあっては、市長が一般交通の見通しを確保するために必要と認める範囲の土地
- (5) 工作物等 門、塀、生垣、樹木その他これらに類するものをいう。
- (6) 配管等 水道メーター、水道管、ガス管、下水管、雨水ますその他これらに類するものをいう。

(後退用地等の寄附)

第3条 後退用地又は後退用地と併せてすみ切り用地（以下「後退用地等」という。）を市に寄附しようとする者（以下「寄附者」という。）は、後退用地等寄附申請書（様式第1号。以下「寄附申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 寄附申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 都市計画基本図（1/2500以上）
- (2) 狭あい道路に関する調査書
- (3) 公図の写し
- (4) 配置図及び計画平面図（建築行為を行う場合に限る。）
- (5) 土地の全部事項証明書
- (6) 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）
- (7) 資格証明書（法人の場合に限る。）

- (8) 狭あい道路の現況写真
- (9) その他市長が必要と認める書類

(境界の確定等)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る後退用地等の後退線を確定するものとする。

2 市長は、予算の範囲内において、前項の規定による後退線の確定に必要な測量を行うことができるものとする。

(工作物等の撤去及び配管等の移設)

第5条 寄附者は、後退用地等を寄附するときは、後退用地内の工作物等の撤去及び配管等の移設を行わなければならない。

(分筆及び登記)

第6条 市長は、前条の規定により工作物等の撤去及び配管等の移設が完了したときは、当該後退用地等について分筆及び所有権移転登記の手続を行うことができるものとする。

2 寄附者は、前項の手続に必要な書類を提出しなければならない。

3 市長は、第1項の登記が完了したときは、後退用地等について必要な管理を行うものとする。

(測量等の費用負担)

第7条 市長は、寄附申請が虚偽若しくは不正の事実の基づいた場合又は寄附者の事由により後退用地等の寄附受納ができない場合は、寄附者に後退用地等に係る境界確定測量及び分筆の登記申請の手続きに要する経費を負担させるものとする。

(助成金及び奨励金)

第8条 市長は、第5条第1項の規定により寄附者が工作物等の撤去及び配管等の移設を行ったときは、当該撤去及び当該移設に要した費用について、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 市長は、寄附者がすみ切り用地を寄附したときは、予算の範囲内において奨励金を交付することができる。

3 第1項の助成金及び前項の奨励金（以下「助成金等」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。

(助成金及び奨励金の交付の申請)

第9条 助成金等の交付を受けようとする寄附者（以下「交付申請者」という。）は、狭あい道路助成金等交付申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、狭あい道路助成金等交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）を交付申請者に通知するものとする。

3 前項に規定するもののほか、助成金等の交付に関しては、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。）に定めるところによるものとする。

(交付決定の変更)

第10条 前条第2項の規定により助成金等の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の内容を変更しようとするときは、速やかに狭あい道路助成金等変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、狭あい道路助成金等交付変更承認申請書（様式第5号）を交付決定者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第11条 交付決定者は、助成金等の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに狭あい道路助成金等取下届（様式第6号）に交付決定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（実績報告書）

第12条 交付決定者は、工作物等の撤去及び配管等の移設が完了したとき、速やかに狭あい道路助成金等交付実績報告書（様式第7号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成金等の額の決定通知書）

第13条 市長は、前条に規定する報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるとき、並びにすみ切り用地の所有権移転が完了したときは、助成金等の額を確定し、狭あい道路助成金等確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金等の請求）

第14条 交付決定者は、前条の通知を受けた後、請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（助成金等の交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の行為により助成金等の交付決定を受けたと認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金等が交付されているときは、期限を定めて、助成金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（適用除外）

第16条 この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 狭あい道路が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に規定する開発行為（自己の居住用のための開発行為を除く。）の区域内に存する場合
- (2) 狭あい道路が土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業の施行区域内に存する場合
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長がこの要綱を適用することが適当でないとした場合

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

別表（第8条関係）

項 目	金 額		
① 工作物等撤去費 助成金	ブロック塀等（ブロック2段積み以下、かつ、高さ60cm未満を除く。）	6,000円/m	
	フェンス、塀、門等（高さ80cm未満を除く。）	2,000円/m	
	樹木	低木（1m未満）	800円/本
		中木（1m以上3m未満）	3,000円/本
		高木（3m以上）	10,000円/本
② 配管等移設費 助成金	水道メーター等の移設		50,000円/カ所
	水道管の移設		2,000円/m
	ガス管の移設		2,000円/m
	下水管の移設		5,000円/m
	雨水ます等の移設		7,000円/件
③ すみ切り用地 寄附奨励金	すみ切り用地が面する路線の価格にすみ切り用地の面積を乗じた額 （1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）		

- 備考
- ・ ①及び②の助成金は、1申請につき100,000円を上限とする。
 - ・ ③の路線の価格は、固定資産税路線価を参考に算出した額とする。
 - ・ 第12条に規定する実績報告書に添付する領収書をもって、第13条における助成金の額を確定するものとする。